



新連載

# 法廷における手錠腰縄問題、正面からの即時見直しを

法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチーム 座長 伊賀 興一

## 第1 はじめに・法廷における手錠腰縄の問題意識

### 1. 法廷のありようや弁護士感覚

民事であれ、刑事であれ、弁護士である我々にとって、法廷は勝負の場である。弁論や尋問の場として、否応なしの真剣勝負の場である。

他方、当事者や傍聴者にとって、法廷とはいかなる場所と映っているのだろうか。

#### (1) 民事法廷の場合

民事の依頼者の場合、代理人である弁護士とともに当事者席に座って審理に向かう場合もあれば、傍聴席にいて自分の裁判がどのように審理されているか、支援者がいる場合など支援者とともに傍聴してもらう事件もある。事件によってはマスコミ関係者や相手方関係者が傍聴席にいる場合もある。

おおよその感想だが、訴訟関係者の座る位置や扱われ方などに、さして違和感はないといっていだろうか。もちろん、裁判所の座る位置が異常に高いことや、裁判所の入退廷の際に起立が身についていることなどへの、仄かな疑問はないではない。依頼者はそうした裁判所や弁護士の姿をどう見ているのか、今後向き合う時があるかもしれない。

#### (2) 刑事法廷の状況

一方、刑事法廷はどうだろうか。

被勾留被告人は、法廷に手錠腰縄のまま護送され、多くの場合、弁護士席の前に設けられた長イスに、護送職員にはさまれて着席する。

この現状に関して、2014年、大阪では、裁判官が拘置所職員に対する解錠指示を行うまで被勾留被告人を手錠腰縄姿のまま法廷内におくことにつき（閉廷時と同じ）、被勾留被告人から厳しい抗議の行動が起こされた。弁護人の説明によれば、裁判官に手錠腰縄姿を見られるのを拒否したいとの主張から、被告人は出廷拒否。弁護人が、裁判長に善処方を申し入れたにもかかわらず、裁判長は、法廷警察権の観点から裁判官の目に触れない措置をとら

なかったため弁護人も出頭拒否。裁判長は、弁護人に対し出頭在廷命令を出すも、これに応じない弁護人に対し、過料を命じるという大変衝撃的な事件があった。この事件は、大きく報道された。

#### (3) プロジェクトチームの立ち上げ

この事件を契機に、刑事法廷における被告人の手錠腰縄問題を通じて、広範な人々を巻き込んだ深刻な議論が起こっている。大阪弁護士会は、この課題を正面から受け止め、様々な角度からこの深刻な事態の早期打開を目指して、平成28年8月、「法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチーム」を事実上立ち上げ、今年の4月から正式なプロジェクトチームを発足させた。

警察がマスコミを連れていくことによって逮捕現場が大々的に報道される問題など、刑罰権がまだ確定していない段階での問題も含めると、手錠腰縄の問題は刑事司法の本質と関わってくる。

今回の連載企画は、その対象を法廷内における手錠腰縄問題に限定したものである。

#### (4) 弁護士としての反省を踏まえて

私は今年で弁護士40年になるが、何件もの刑事被告人の弁護を担当しながら、前記の事件を知るまで、弁護士として被告人の手錠腰縄に馴れてしまっていて、その問題性にすら気づいていなかったことを強く恥じている。その意味では、このような原稿を書く資格があるとは到底思っていない。しかし、プロジェクトチーム結成のきっかけとなった刑事法制委員会での意見書を取りまとめた関係から、刑事法制委員会の議論を紹介し、会内での議論の参考に供したいと考える。

## 2. 事態は深刻、しかし、「人としての尊厳を守る」法廷に異論はないはず

### (1) 刑事法制委員会意見書の立脚点は、法律実務家としての反省

刑事法制委員会は、冒頭の事件をきっかけに審議を行い、「法廷における手錠腰縄問題」の打開のため大阪地方裁判所所長、大阪地方検察庁検事正宛に速やかに協議を申し入れることを求める意見書を作成、大阪弁護士会執行部に対しこれを提出した。

その冒頭、「当会もまた、当事者からの提起があるまで問題意識を欠いていたことを厳しく反省する」ことを明確にした。

大阪の刑事法制委員会には、元裁判官、元検察官の委員もいて、前職の際にも被勾留被告人の法廷内での手錠腰縄姿が裁判官、検察官、傍聴人も含めてその目にさらされる状況が、裁判官の開廷宣言の前と閉廷宣言の後に生じている事態に全く関心を向けてこなかったことを率直に話し合った。

それは無罪主張の人に限る問題ではない。罪責を認めている被告人も含めて、いまだ罪責が確定していない人の尊厳、人としての誇りを平気で傷つけていたのではないか、という反省を込めてであった。

傍聴席には家族もいるだろう。被害者が傍聴している場合もある。傍聴運動で見ず知らずの人が傍聴する機会も多い。

審理をする裁判官が手錠腰縄姿を見て心証に影響を受けるか、という問題については、裁判官が肯定することはよほどの場合でないとはばないであろうと推察される。しかしながら、いわゆる『囚われ人』の象徴とも言える姿を傍聴人等にさらさせている現状は、だれの権限や責任であれ、『市中引き回しの刑』とならん変わらなではないか。

法令が如何であれ、人として被告人が甘受すべき扱いではない、という点で全委員の意見は完全に一致した。

#### (2) 法令上の問題点

関連法令は、憲法含め、検討されるべきである。その中でも、刑事訴訟法287条1項の公判廷における拘束（原則）禁止規定、刑事施設法78条1項（旧監獄法19条1項）の「刑務官は、非収容者を護送する場合…法務省令で定めるところにより、補縛又は手錠を使用することができる。」の規定が検討すべき対象であることに異論はない。これらの規定の解釈適用に関する判例としては、法廷内で閉廷後は訴訟指揮権あるいは法廷警察権と拘

置所等の被勾留者確保責任の関係は併存すると判旨した昭和45年2月20日大阪高決（判タ249・268）がある。

これらは今後も十分に検討されなければならない。ただ、法廷は、個別裁判体の使用開始及び終了を意味する開廷宣言及び閉廷宣言の前後においても、ただの空間ではないはずである。被告人には訴訟関係者や傍聴人の眼前で手錠腰縄姿がさらされることに何ら変わりはない。

刑事法制委員会意見書は、これらの法令解釈において、この点に関し、被告人の人としての尊厳に思いを致すべきであることを指摘している。

#### (3) 被告人の憲法上の権利

刑事法制委員会意見書は、法廷における手錠腰縄問題を考えるうえで、重要と思われる次の二つの判例を指摘した。

一つは、平成7年1月30日大阪地判。今一つは平成17年11月30日最高裁第1小法廷判決。大阪地判は、護送中に手錠腰縄姿を公衆にさらすことは被告人の自尊心を著しく傷つけ、耐え難い屈辱感と精神的苦痛を与える、としてそのような護送行為は被告人の人格権に対する違法な加害行為と断じた。この判断は最高裁でも維持されている。

次の最高裁判決は、法廷での手錠腰縄姿の被告人のイラスト画を掲載した写真週刊誌に対する損害賠償請求を認容した判決で、受忍限度を超え、人格的利益を損なう、とされた。

これらの判決から、裁判官が開廷宣言する前であるからと言って、裁判所のなかで、訴訟関係者や傍聴人がいる前で、どのような法令によっても、だれの命令であっても、被告人の手錠腰縄姿がさらされることを容認すべきいわけではないことと考えるべきであろう。

## 3. 速やかな打開のための、弁護士会としての行動を

現在、PTでは、会員アンケートや被告人、傍聴者アンケートなどに取り組みとともに、近畿連人権擁護大会でのシンポジウムを通じての打開策の早期確立に向けて活動が進められている。

法廷における手錠腰縄問題についての認識と意見交換を幅広く進めるとともに、早期に打開のための行動に立ち上がることが急務であろう。